

第26号議案

福井県奨学育英基金管理規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県奨学育英基金管理規則（昭和45年教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

平成28年10月25日提出

教育長 森 近 悦 治

提 案 理 由

現行の学業やスポーツに励む高校生等を対象とした給付型奨学金（福井県きぼう応援奨学金）に加え、海外に留学する高校生を対象とした給付型奨学金（福井県きぼう応援海外留学奨学金）事業を実施するため、この案を提出する。

# 福井県奨学育英基金管理規則の一部改正について

## 1 改正の理由

現行の学業やスポーツに励む高校生等を対象とした給付型奨学金（福井県きぼう応援奨学金）に加え、海外に留学する高校生を対象とした給付型奨学金（福井県きぼう応援海外留学奨学金）事業を実施するため、所要の規定の整備を行う。

## 2 改正の主な内容

- ・給付型奨学金に「福井県きぼう応援海外留学奨学金」を追加（第一条の二）

- ・給付対象者の要件を規定（第二条の二）

県内の高校生で1年間または2年間の留学をするもの

- ・給付金額を規定（第三条）

1 学年間留学 年額30万円

2 学年間留学 アジア 年額250万円、その他の国・地域 年額300万円

- ・奨学生の採用から給付までの手続きを規定（第四条～第六条、第八条）
- ・奨学生の報告の手続きを規定（第九～十条、第二十条）
- ・奨学金の給付の廃止および返還について規定（第十四条、第十七条）
- ・様式の整備（第5号願書(第四条関係)、第7号の4採用通知書(第六条関係)）

## 3 施行期日 公布日施行

※ただし、福井県きぼう応援海外留学奨学金については、平成28年4月1日以降に留学を開始したものを対象とすることができる旨を附則に規定

改正案

(意義)

第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 修学奨学金 通学奨学金、福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留学奨学金以外の奨学金をいう。
- 三 (略)
- 四 福井県きぼう応援奨学金 向学心に富み、優れた素質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学に困難がある生徒または学生であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに給付する奨学金をいう。
- 五 福井県きぼう応援海外留学奨学金 外国の高等学校に留学する、向学心に富み、優れた資質を有する生徒または学生であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに対する奨学金をいう。
- 六 (略)
- 七 給付奨学生 第四号の奨学金の給付を受ける者をいう。
- 八 留学奨学生 第五号の奨学金の給付を受ける者をいう。
- 九 奨学生 貸与奨学生、給付奨学生および留学奨学生をいう。
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)

現行

(意義)

第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 修学奨学金 通学奨学金および福井県きぼう応援奨学金以外の奨学金をいう。
- 三 (略)
- 四 福井県きぼう応援奨学金 向学心に富み、優れた素質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学に困難がある生徒であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに給付する奨学金をいう。
- 五 (略)
- 六 給付奨学生 奨学金の給付を受ける者をいう。
- 七 奨学生 貸与奨学生および給付奨学生をいう。
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">(給付対象者)</p> <p style="text-align: center;">第二条の二 (略)</p> <p>2  福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けることができる者は、前項第一号から第三号までおよび次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、教育委員会が福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を認めるものとする。</p> <p>一  日本国籍または出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者の在留資格を有する者であること。</p> <p>二  高等学校もしくは特別支援学校の生徒または高等専門学校(の学生)の海外留学に関する普及啓発活動を実施する意思があること。</p> <p>三  次のいずれかに該当する留学をする者であること。</p> <p>イ  学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十三条第二項(同令第百十三条第三項または第百二十五条第五項において準用する場合を含む。)または同令第百七十六条第二項の規定による単位の修得の認定が見込まれる留学</p> <p>ロ  公益社団法人または公益財団法人が斡旋する外国の高等学校への留学</p> <p>四  一学年度間(留学先の高等学校における一年間の課程の履修に必要な期間をいう。以下同じ。)または二学年度間(留学先の高等学校における二年間の課程の履修に必要な期間をいう。以下同じ。)の留学をする者であること。</p> <p style="text-align: center;">(奨学金の貸付額および給付額)</p> <p style="text-align: center;">第三条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">(給付対象者)</p> <p style="text-align: center;">第二条の二 (略)</p> <p style="text-align: center;">(奨学金の貸付額および給付額)</p> <p style="text-align: center;">第三条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

4 | 福井県きぼう応援奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額三十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内(留學先が外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域(同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。)である場合にあつては、年額二百五十万円以内)で、教育委員会が必要と認めた額とする。

(出願手続)

4 | 第四条 奨学金(福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留學奨学金を除く。)の貸付けを受けようとする者(以下「出願者」という。)は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書(様式第一号、様式第二号または様式第三号。次条において「願書」という。)に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 (略)

3 | 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けようとする者(以下「きぼう出願者」という。)は、福井県きぼう応援奨学生願書(様式第四号)。次条において「きぼう願書」という。)に、きぼう出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。この場合において、在学する学校が市町立中学校である場合は、その学校が所在する市町の市町教育委員会の推薦を受けなければならない。

(出願手続)

4 | 第四条 奨学金(福井県きぼう応援奨学金を除く。)の貸付けを受けようとする者(以下「出願者」という。)は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書(様式第一号、様式第二号または様式第三号。次条において「願書」という。)に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 (略)

3 | 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けようとする者(以下「きぼう出願者」という。)は、福井県きぼう応援奨学生願書(様式第三号の二。次条において「きぼう願書」という。)に、きぼう出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。この場合において、在学する学校が市町立中学校である場合は、その学校が所在する市町の市町教育委員会の推薦を受けなければならない。

改正案	現行
<p>4  福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けようとする者(以下「留学出願者」という。)は、一学年度間ごとに、福井県きぼう応援海外留学奨学生願書(様式第五号。次条において「留学願書」という。)を在学する県内の学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。</p> <p>(奨学生の推薦)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前条第三項の規定により、学校の長がきぼう出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、<u>第二条の二第一項</u>に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第三項のきぼう願書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3  前条第四項の規定により、学校の長が留学出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、<u>第二条の二第二項</u>に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第四項の留学願書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6  教育委員会は、<u>第一項</u>の規定により留学奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者(以下「留学採用者」という。)に対し、その在学する学校の長を経て、福井県きぼう応援海外留学奨学生採用通知書(様式第七号の四)を交付する。</p>	<p>(奨学生の推薦)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前条第三項の規定により、学校の長がきぼう出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、<u>第二条の二</u>に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第三項のきぼう願書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p>

改正案	現行
<p>(奨学金の貸付けまたは給付)</p> <p>第八条 奨学金(福井県きぼう応援海外留学奨学金を除く。)は、毎月一箇月分ずつ貸し付け、または給付する。ただし、特別の事情がある場合には二箇月分以上を貸し付け、または給付することができる。</p> <p>2  福井県きぼう応援海外留学奨学金は、留学奨学生からの請求に基づき、一学年度間分ごとに給付する。</p> <p>(学業成績および生活状況の報告)</p> <p>第九条 奨学生(留学奨学生を除く。)は、毎年四月十日までに学業成績表および生活状況報告書を、その在学する学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2  二学年度間の留学をする留学奨学生は、一学年度間の履修を修了したときは、速やかに、留学状況報告書を、その在学する県内の学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3  留学奨学生は、留学が修了したときは、速やかに、留学修了報告書を、その在学する県内の学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(異動届)</p> <p>第十条 奨学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、異動届(様式第九号)を、その在学し、または在学した学校の長(留学奨学生にあつては、県内の学校の長。以下同じ。)を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p>	<p>(奨学金の貸付けまたは給付)</p> <p>第八条 奨学金 は、毎月一箇月分ずつ貸し付け、または給付する。ただし、特別の事情がある場合には二箇月分以上を貸し付け、または給付することができる。</p> <p>(学業成績および生活状況の報告)</p> <p>第九条 奨学生 は、毎年四月十日までに学業成績表および生活状況報告書を、その在学する学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(異動届)</p> <p>第十条 奨学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、異動届(様式第九号)を、その在学し、または在学した学校の長 を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p>

改正案	現行
<p>(奨学金の貸付けまたは給付の廃止)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2  留学奨学生は、留学する外国の高等学校において、第十二条または前項各号(第六号を除く。)のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちにその旨を在学する県内の学校の長に報告しなければならない。</p> <p>3  奨学生の在学する学校の長は、第十二条または第一項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき(留学奨学生の在学する県内の学校の長にあつては、当該事由が生じたことを知ったとき)は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給付奨学生および留学奨学生に第十二条もしくは第十四条第一項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、またはこれらの者が給付条件に従わなかったときは、既に給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。</p> <p>(死亡届)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給付奨学生または留学奨学生が死亡したときは、その相続人は、直ちに、死亡届を当該給付奨学生または留学奨学生の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(奨学金の貸付けまたは給付の廃止)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2  奨学生の在学する学校の長は、第十二条または前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき  は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給付奨学生  が給付条件に従わなかったときは、  奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。</p> <p>(死亡届)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給付奨学生  が死亡したときは、その相続人は、直ちに、死亡届を当該給付奨学生  の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第二条の二第二項の規定は、平成二十八年四月一日以降に留学を開始した生徒または学生について適用する。</p>	

様式第 4号(第 4 条関係)

様式第 3号の 2(第 4 条関係)

(略)

(略)

様式第 5号(第 4 条関係)

様式第 4号および様式第 5号 削除

福井県教育委員会 様

年度福井県きぼう応援海外留学奨学生願書 (新規・継続)

私は、福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けたいので、別添資料を添えて申し込みます。

サイズ  
[4 cm×3 cm]  
3か月以内に  
撮影した写真  
写真裏面に本人が記載

申込日 年 月 日

(フリガナ) 氏 名 印 生年月日 年 月 日生

住 所 〒 -

申込者 電話番号

学 校 名 学 年

留 学 先 国 名 学 校 名

留 学 期 間 年 月 から 年 月 まで

留学帰国団体

添付書類

- 1 留学に要する経費
- 2 留学を志す理由
- 3 住民票
- 4 在学する学校の長による推薦書
- 5 在学する学校の成績証明書
- 6 実用英語検定等の英語能力の証明書の写し
- 7 在籍校に提出した留学願の写しおよび交付された留学許可書の写し
- 8 外国の高等学校への入学が許可されたことを証明する資料の写し
- 9 入学が許可された外国の高等学校の概要および授業 (プログラムの) 資料

\*2学年期間の留学の2年日の願書にあつては、1年日の願書に添付した書面に変更がないときは、当該書面の添付を省略することができます。

保護者記入欄

上記の記載事項に相違ありません。福井県きぼう応援海外留学奨学金の申込みに同意します。

保護者 氏名 (総称) ( ) 印

改正案

現行

様式第7号の4(第6条関係)

奨学生番号	福井県きぼう応援海外留学奨学生採用通知書
現住所	
学校名	
氏名	
区分	

福井県きぼう応援海外留学奨学生に採用する。

奨学金は、次のとおり給付する。

給付年額 円  
給付対象期間 年 月から 年 月まで

ただし、福井県奨学育英基金管理規則第14条第1項各号のいずれかに該当するとき、または次の給付条件に従わなかったときは、奨学金を給付しない(既に奨学金が給付されているときは、その全部または一部を返還しなければならない)。

(給付条件)

年 月 日

福井県教育委員会

